



KOKOROねっと

平成30(2018)年12月発行
Winter No.38



アンケート
に答えて

図書カード

1,000円

相当を

ゲットしよう!!

Interview

ココロ
／
コエ

フリーアナウンサー

八木早希さん

私自身を大事にしていれば、
他人も大事にできる »P.05



ヒンヒン……



ダイバーシティ

巻頭特集

風評被害&誹謗中傷 »P.01

話に尾ひれが つくと…。

人権コラム DV(ドメスティック・バイオレンス)

家庭という密室…

『夫婦だから許される』と
思っていないですか…?

»P.10

風評被害をつくっているのは、あなたかも!?

その投稿は大丈夫?

匿名だと人のナイショ話や噂をつい誰かに知らせたくなるけど…



投稿は慎重に! 噂でも人の名誉を傷つけることになるかも!

情報のウソ? ホント?

会社や店の情報はたくさん収集しているけど、本当かどうかは…



良いことも悪いことも、ネット等の情報に惑わされないで!

危険という根拠は何?

リスクは避けたいという気持ちが大きくなりすぎ、その結果が…



根拠のない風評を私たち自身の思い込みで作っているかも!



あらゆる情報や噂に振り回されないために、成り行き任せにせず、自分が「大丈夫」と納得できるよう確認することも必要です。

風評被害 & 誹謗中傷

その情報「どうしますか?」 「どう考えますか?」

無責任な情報がもたらすものとは?

「風評被害」とは、根拠のない噂や間違った情報が広まり、企業や団体、個人や地域が社会的・経済的・精神的な被害を受けることです。

風評被害は以前からありましたが、身近に感じるようになったのは東日本大震災だったのではないのでしょうか。その震災から7年以上経過した今も農産物等への風評被害が完全には無くなっていません。このように一度広まった情報は、治まりにくいという大きな問題があります。

また近年では、テレビや新聞などの報道機関だけでなく、誰もが発信できるSNS等での投稿や書き込みなど、インターネット上の誹謗中傷や風評被害等が発生しています。これは名誉毀損やプライバシー侵害に該当することもある行為と言えます。

風評被害発生のしくみ

私たちの身の回りのあらゆる情報や自分が発信した情報が、どのように広がる可能性があるのかを表してみました。このような風評被害発生をみなさんはどのように思いますか。



誹謗中傷と批判の違いとは…

よく「誹謗中傷」と1つの言葉のように使われますが、本来は別々の言葉で、「誹謗」は他人を根拠が有る無しにかかわらず悪く言うこと、「中傷」は根拠がなく悪く言うことです。ちなみに「批判」とは、根拠を示しながら誤りや欠点を言うことです。

情報収集・情報発信は慎重に!!

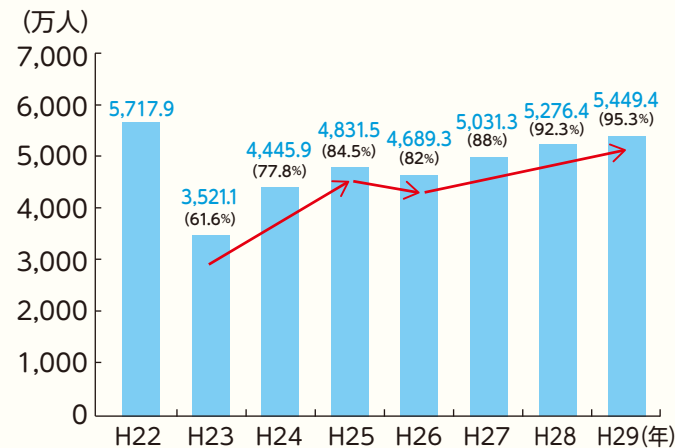


データで
見る

風評被害&誹謗中傷の現状

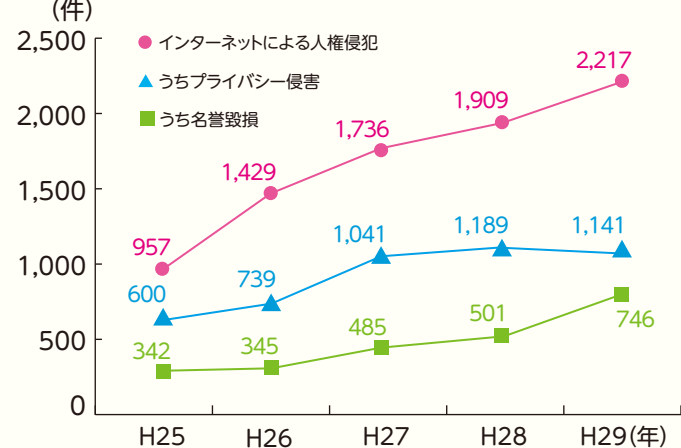


●福島県観光客入込数推移 ()はH22年比



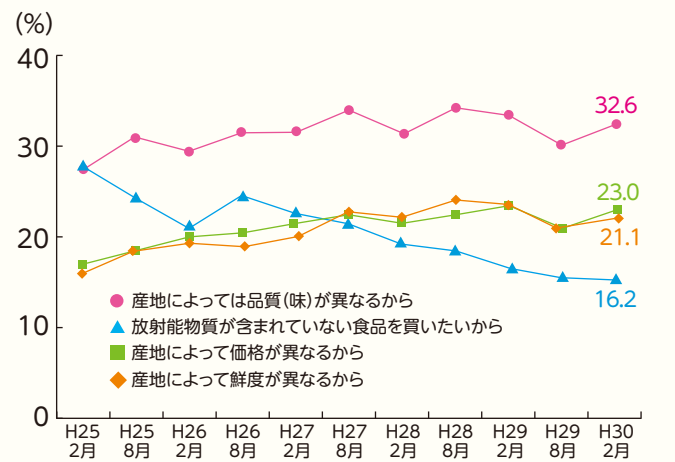
参考：福島県観光交流局 福島県観光客入込状況

●インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移 (件)



出典：法務省 平成29年における「人権侵犯事件」の状況について

●購入に際し食品産地を気にする理由



出典：消費者庁 風評被害に関する消費者意識の実態調査(第11回)について

インターネット上の人権侵犯は、5年連続して増えています。その中でプライバシー侵害事案と名誉毀損事案の2つで全体の85.1%を占めています。内容は、誹謗中傷の書き込みや本人の許可なく虚偽の情報や画像を載せたり、なりすましといった事例があります。ちなみに東日本大震災後の被災地域の風評被害についてですが、消費者の意識も高まり放射能物質を気にする人はグッと少なくなりました。また、福島県の観光客も徐々に回復しています。更なる復興のためにも福島県など被災地域を訪れることも良いのではないのでしょうか。



情報は「確かかどうか」を見極める力と「誰も傷つけない」思いやりが大切です。



もし風評被害・誹謗中傷を受けたら…

昔は「人の噂も75日」と言っていたと思いますが、SNSが普及した今は放置していると尾ひれが付いて拡散することも多く、被害が大きくなることもあります。そして、ネット上に広まった情報は收拾が困難になるため、早期発見することが必要です。

- 証拠保全する。
- 困った時は専門家に相談する。

法務局で書き込みの削除を希望する場合の概要

最寄りの法務局へ相談

法務局職員または人権擁護委員が話を聞く

削除依頼方法を助言(自分で依頼する場合)または法務局で削除要請をする
※ただし、強制力を伴わない任意の措置。

法務局の削除要請に応じてもらえなかった場合、裁判所に削除の仮処分命令の申立をする方法を案内します
※法務局が申立を代行することはできません。弁護士等に相談いただくことが考えられます。

風評被害は、不安をあおられることによって起こります。例えば、テレビで言っていたとか、著名人が言っていたとか、うっかりその情報を信じていませんか。同じ事や物でも違う意見や考え方があってもいいかもしれません。本当にこの情報が正しいかを調べ、自分が納得する情報を得ることが大切です。また、本当に自分に必要な

情報なのかを冷静に見極め(考える力)を身につけましょう。

気を付けよう！

- 情報を鵜呑みにしない(情報に踊らされない)。
- 本当かどうか分からない情報を拡散しない。
- 必要以上に不安にならない。
- 日頃から周囲の人とより良い関係を築いておく。



風評被害・誹謗中傷を起こさないために…

相談窓口

法務局

■インターネット人権相談窓口 (24時間受付)

<http://www.jinken.go.jp/>

パソコン、スマートフォン・携帯電話からインターネットを利用して、いつでもアクセスでき、相談を行うことができます。



■みんなの人権110番

☎0570-003-110

時間 月～金8:30～17:15

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方方法務局につながります。

サイバー犯罪に関する相談(大阪府警察)

☎06-6943-1234 (代表)

インターネットトラブル相談と対応方法でお困りの方は相談してください。警察庁HPでは、みなさまからのご相談に24時間対応できる自動相談システムを運用しています。



大阪市人権啓発・相談センター

☎06-6532-7830 (なやみゼロ)

FAX 06-6531-0666

時間 月～金9:00～21:00 / 日・祝日9:00～17:30

詳しくは裏表紙へ。または「大阪市 人権相談メール」で検索

